

青森県環境影響評価審査会の意見

((仮称) 五所川原市浦・中泊ウィンドファーム事業計画段階環境配慮書)

- 1 事業実施想定区域には、保安林、森林地域、鳥獣保護区が存在しており、その大部分が「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」で定める保全地域に該当している。このため、同条例で定める地域区分を踏まえた上で事業計画の検討を進めること。
- 2 事業実施想定区域及びその周辺には、既存及び計画中の風力発電事業が多数存在していることから、これらの事業との累積的な環境影響が懸念される。このため、同区域及びその周辺の事業について十分に情報収集した上で、本事業との累積的な環境影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備の配置等を検討すること。
- 3 事業実施想定区域及びその周辺では、オジロワシ、オオワシ、チュウヒ、クマタカ等の希少猛きん類の生息が確認されているほか、ハクチョウ類、ガン類等鳥類の渡りのルートとなっている。このため、事業の実施により、これら鳥類に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、鳥類にとって重要な地域であることを十分に留意し、情報収集や現地調査を行うこと。また、専門家から、生態特性等を聴取した上で適切に調査、予測及び評価を行い、鳥類への影響を回避又は極力低減するよう風力発電設備の規模や配置等を検討すること。
- 4 事業実施想定区域には、自然度の高いヒノキアスナロ群落(Ⅳ)、ブナ-ヒノキアスナロ群落等々の植生が存在することから、工事の実施により、これらの植生に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、事業計画の具体的な検討に当たっては、同区域からこれらの植生エリアを除外すること。
- 5 事業実施想定区域は、土砂流出防備保安林、水源かん養保安林が存在することから、事業実施に伴う樹木の伐採や土地の改変等により、保安林の機能低下を招くおそれがある。このため、事業計画の具体的な検討に当たっては、その機能に影響を及ぼさないよう同区域から保安林を除外すること。